

社会資本総合整備計画（地域住宅計画）の事後評価報告シート

1. 事後評価を実施した社会資本総合整備計画（地域住宅計画）	
①計画の名称	地域住宅計画 橋本市地域
②都道府県名	和歌山県
③計画作成主体	橋本市
④計画期間	平成21年度～平成23年度
⑤計画の目標	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅セーフティネットの機能向上 ・効率的な住み替え支援の推進 ・民間活力の活用
2. 事後評価の内容	
⑥実施体制・時期	住宅公園課において事後評価を実施（平成24年4月）
⑦事後評価の結果	<p>指標①：「公共下水道接続による居住性の向上」 定義：市営住宅で公共下水道接続された住戸の割合 評価方法：市営住宅で公共下水道接続された住戸数/市営住宅総数 結果：従前値：29%（平成19年度）⇒目標値：38%（平成23年度）⇒<u>実績値：39.7%</u> 結果の分析：目標値に達する割合に下水道接続することができ、居住性の向上が図られた。</p> <p>指標②：「外壁改修等による景観の向上」 定義：市営住宅で外壁改修された住棟の数 評価方法：市営住宅で外壁改修された住棟の数 結果：従前値：7棟（平成19年度）⇒目標値：15棟（平成23年度）⇒<u>実績値：13棟</u> 結果の分析：目標値に達することができなかったが、全体の8割は、改修することができ、住宅セーフティネットの機能向上を図ることができた。</p>
⑧結果の公表方法	課内に関覧用に常備
3. 事後評価の結果を踏まえた今後の住宅施策の取組への反映等	
⑨今後の住宅施策の取組への反映	「公共下水道接続による居住性の向上」は、達成することができ、「外壁改修等による景観の向上」は、達成することができなかったが、引き続き、住宅セーフティネットの機能向上を図り、長寿命化修繕を行い、安全で快適に居住できる住宅環境を実現へ反映する。
⑩その他	（特記すべき事項があれば記載）

※この事後評価は別添の社会資本総合整備計画（地域住宅計画）について行ったものである。